

「子ども・子育て支援新制度」自体の疑問点・質問事項

1. 新幼保連携型認定こども園の基準、保育要領

- ・ 幼保連携型認定こども園保育要領は、検討会議のスケジュールでは、1月末に議論の取りまとめとあるが、いつ公示されるのか知りたい。
また、私学としての独自性を発揮できる内容なのか知りたい。
- ・ 新幼保連携型認定こども園の認可基準において、3歳児を中心とした職員配置の見直しが検討されているようだが、旧幼保連携型認定こども園の認可基準を大幅に変更となるような事はないか（必置職員等）。また、新たな基準が設けられる場合においては、十分な説明と設置に係る十分な経過措置を設けてほしい。
- ・ 「食事の提供を求める子どもの範囲は保育認定を受ける子どもとし、教育標準時間認定を受ける子どもへの食事提供は園の判断とする」と新制度では審議されていますが、3歳未満児には自園調理の給食を全員に提供しなければならない。（強制）と県保健福祉部子ども家庭局長は通達しています。強制的な給食はあってはならないと思います。

県条例第3条（認定こども園の認定設置基準）3項（施設設備）

- ハ) 「認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊技場及び調理室を設けなければならない」
- ト) 「認定こども園は当該認定こども園のこどもに食事を提供する時は、当該こども園で調理する方法により行わなければならない。」

県条例では、完全給食を行わなければならないと書いてないが担当者はそのように解釈していなく、通達が出されている。

- ・ 幼稚園基準は、クラスの数が基本であり、保育所は子どもひとりを基準として定められているでしょうか。
- ・ 新制度になっても幼稚園教育を3階で行ってはいけないのでしょうか。
- ・ 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型）のそれぞれの開園日数、開所時間を教えて下さい。また、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもについても同様に教えて下さい。また、長期休暇を設けることは可能なのでしょうか。
※「1号認定子ども」などの呼称の変更は行われないのでしょうか。
- ・ 全体の定員を超えない範囲であれば、各認定子ども数を超えて、受け入れることは可能なのでしょうか。また、年度途中に於ける1号認定子どもから2号認定子どもへの変更は可能なのでしょうか。（この場合の定員枠の考え方は？）

- ・ 認定こども園での休園日はいつか。（土曜、お盆など休めるか。）
- ・ 調理室の問題
 - こども園になると、必ず調理室を設けなければならないのか？
 - 当分の間は外注給食がみとめられることは全くないのか？
- ・ 保育士・栄養士の人材の確保の問題
 - 一斉スタートなのだから、人材の争奪合戦になると思われる。何かいい施策が考えられているのか？
- ・ 調理室の最低基準はあるのか。あるとしたらどの程度の面積か。
その場合、幼稚園児にも給食を提供できるか。
- ・ 幼保連携型認定こども園保育要領は、検討会議のスケジュールでは、1月末に議論の取りまとめとあるが、いつ公示されるのか知りたい。
また、私学としての独自性を發揮できる内容なのか知りたい。
- ・ 幼保の「認定こども園保育要領」については、早めの把握と職員の理解が必要だと思われ、早急な検討をお願いしたい。
公定価格については幼稚園、保育所、認定こども園の各施設間で公平となるよう、また、1号認定こどもの一時預かりと短時間保育認定こどもの間でも公平なものとなるようにして頂きたい。さらに、市町村の裁量で公定価格に地域差が生まれないようにして頂きたい。
- ・ 施設型給付の幼稚園の保育と、預かりの時間を8時間にしてほしい。
- ・ 長期休業のお預かりはいいが、土曜日は無にしてほしい。

2. 保育の必要性の認定について

- ・ 保育の必要性の認定について、幼保一体化の施設として認定こども園を標榜することから、保護者の就労にかかわらない「保育の必要性」をしっかり議論し、利用する仕組みや負担額も格差のない公平性を望む。
- ・ 市の保育認定について、現状、いろいろな事由を付けて保育が必要との申し出でをし保育認定を受けているケースがあるが、子どもの最善の利益のため、また税金の適切な使用の観点などから、働いている時間に対する保育の必要時間も考慮することも含め、厳格な認定をお願いしたい。同時に、パートなどの仕事をしながら幼稚園に通っている子どもたちが、引き続き幼稚園に通えるよう保護者の希望を尊重して欲しい。
- ・ 新制度において、母親が就労していないくとも、また、短時間の就労でも枠が広がり、保育所に入所できるようになる可能性があるのか。
- ・ 1号、2号、3号認定に属さない「家庭で保育する3歳未満のこども」への子育て支援を充実して欲しい。（子育てのあるべき姿を推奨するために）
- ・ 幼稚園の現状の預かり保育を新制度の下でも十分継続できるようにして欲しい。
- ・ 短時間が48～64時間という設定はあまりにも短かすぎる。せめて100時間以上となるのか。
- ・ 保育に欠けない満三歳児になる前の2歳児が現在幼稚園にいるが、新制度では、保育に欠けない満三歳児前の2歳児については幼稚園で今までどおり預かることが可能だと思うが、幼保連携型認定こども園の場合は、預かることは可能か否か。
- ・ 親の就労に係らず子を預けられる・・・とあるが、それは0～2歳児の保護者が保育に欠けない状態であっても受け入れ可能なのか。おそらく、「学校」であるので、対象外となると思う。
- ・ 月48時間の就労で1日8時間の保育利用出来る点。

3. 公定価格、施設型給付、利用者負担について

- ・国の「公定価格」を早く示してほしい。

平成27年度に向けて、私立幼稚園は4つの選択肢の中から自園の進むべき方向を見定めようとしているが、その大事な指標である「公定価格」が示されないままに決断を迫られている。早急に「公定価格」が示されるように、県、市町が一体となって国に要求してほしい。

- ・ 現行の私学助成の地方負担部分については、現状においても、都道府県間で大きな格差があり、さらに今回の制度として新たに市町村が事業主体となる仕組みとなれば、厳しい市町村財政の中で、市町村において必要な額が十分確保できるか非常に疑問。

これまで、幼児教育の大部分は私立幼稚園が担ってきており、それに対する私学助成は県内一律であったが、このまま新制度に移行すれば各市町村の財政事情によって幼児教育に対する財政支援にこれまで以上の格差が生じる可能性がある。幼児教育の質を落とさず、各園児に教育を公平に提供するためには、国においてこれを補てんする制度が必要である。

- ・ 幼稚園教諭は、標準教育時間終了後においても、保育を必要とする子どもの対応のみならず、その日の教育・保育の振り返り、子どもの見方について意見交換・情報共有、翌日の準備や研修などを行っており、幼児教育の質の向上に充てる時間の確保が必要。したがって、幼保連携型認定こども園の施設型給付は、安定した運営コストがまかなえるようなものとすべきである。

- ・ 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園は、いずれも学校法人立私立学校であり、各園の建学の精神を踏まえた幼児教育の特色を生かした運営が引き続き可能となる制度条例化が必要で、区域設定や2号認定こども等が自由に上記施設へ入園選択ができる仕組みが不可欠。また、私立学校教育部分の運営として上乗せ徴収ができる仕組みとすべきである。

- ・ 子ども・子育て会議を通じて、公私間格差の是正や幼保間の公平な公費負担及び利用するものが分かりやすい一体的負担額の設定の実現を求めていく。

- ・ 保育の必要性の認定について、幼保一体化の施設として認定こども園を標榜することから、保護者の就労にかかわらない「保育の必要性」をしっかり議論し、利用する仕組みや負担額も格差のない公平性を望む。

- ・ 施設型給付水準の構成要素である利用者負担額は市町村が決定する仕組みとなっていることから、各施設への施設型給付額も事実上市町村が決めることとなる。したがって、施設型給付の水準がどのようになるかは私立幼稚園にとって経営に関わる非常に重要な問題であり、私立幼稚園側の意向主張である、現在の公私や保育所、幼稚園運営費格差が生じない公平な公定価格設定を期待し、利用する保護者にとってもわかりやすい一体化の利用者負担額となる意向が十分に反映されるような会議を期待したい。
- ・ 私立幼稚園の教職員人件費について、幼保のバランスを確保しつつ処遇改善を行う必要がある。また幼稚園教諭の保育士資格取得に向けた支援が必要。
- ・ 定員割れ等で、認可定員と利用定員が一致しない場合、施設型給付費はどちらの定員をもとに算出されるのか。
- ・ 幼保連携型と幼稚園型認定こども園で、基準との違い、運営上の違いなどはありますか。給付額が異なることがあるとすると、その要因は何でしょうか。
- ・ 施設型給付の保護者負担は何段階になるのか。保護者負担に就園奨励費を加味すれば、所得に加え、兄弟の状況も含めて決められるのか。また、施設型給付を受けない幼稚園の場合、従来通り就園奨励費は別枠で、施設型給付を受ける幼稚園との負担額が表面上かなりの差となり、募集等に不利にならないか。
- ・ 公定価格の水準は、幼児教育の質の維持・向上のために、また教員の処遇改善のために、安定した運営コストを望む。処遇改善が、今後の保育士、幼稚園教諭の不足に関係する。
- ・ 小規模園が、今後も地域の要望に応えて存続し、安定した経営を継続できるような財政措を望む。
- ・ 私立幼稚園の選択肢が4種類(幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園・施設給付型幼稚園・私学助成を受ける幼稚園)あるが、どれを選んでも全ての子どもに対して格差なく平等・公平な支援をお願いしたい。
- ・ 第1・2・3号認定の多子減免の適用範囲はどうなるのか?
 - ・ 1号認定は3~9歳?
 - ・ 2・3号認定は0~6歳?
 - ・ 途中で転園すると0~9歳?
- ・ 多子減免の制度は、新制度ではどのように実施されるのか。幼保連携型・幼稚園型・保育所型・幼稚園・保育所において。

- ・ 幼保連携型認定こども園は福祉施設でもあるのに、上乗せ徴収が可能となっている。全施設が上乗せを行えば、低所得者の入所できる施設がなくなってしまうのではないか。
- ・ 認定こども園（幼保連携型・幼稚園型・保育所型を問わず）と保育所の公定価格は、基本額、加算額ともにまったく同額で給付されるのか、施設型類型によって差が出てくるのか？
- ・ 最終的に市町村が決定する公定価格の保育料が、私立幼稚園の現在の保育料を上回った場合、差額は誰の負担となるのか。行政が負担してくれるのか。
- ・ 公定価格が未定であるが、従来より就園奨励費（幼稚園）や運営費（保育園）の増額を要望しているので、その声が反映された公定価格であってほしい。
- ・ 27年度から幼稚園は認定こども園幼稚園型（給付型）に移行するが、保育所と比較して保育時間が少ない見方から公定価格に差額が出るのは困る。
- ・ これまでの子ども子育て会議では、移行に関して保育所機能のハード面ばかりが取り沙汰され、ソフト面に関しては幼稚園の教育を主とするイメージがあり、幼稚園教育でのゆたかな教材等が公定価格には算出されていないのではないか。
- ・ 幼稚園と保育所との待遇の格差が大きく、その是正がそのようになるかが不明なため、施設型給付を受給すればよいか、私学助成に残るがよいか判断できない。
- ・ 新制度において、認定こども園、幼稚園、保育所を通した共通の給付（施設型給付）となっておりますが、私立保育園には、新制度においても委託費を払うことになっています。委託費と施設型給付の差額はどうなるのでしょうか。米子市の場合、私立保育所への年間委託費は子ども一人当たり80万～100万円です。
- ・ 新制度では上乗せ徴収が出来るのだが、多くの私立幼稚園が行っているバスの送迎を上乗せ徴収ではなく、公定価格の加算での対応はできないものか。
- ・ 1号認定の子どもで特別支援教育の必要がある場合、今まで通り私学助成で補助が出来る様だが、県行政によって特別支援教育費補助の金額等のバラつきがあるので、これを公定価格に含めて頂きたい。
- ・ 施設型給付の特別支援の補助の確保、お預かりの時の教員に対する補助又は気になるお子さんの兄弟のお預かり（必要性大）への補助も拡充してほしい。
- ・ 上乗せ徴収を地域によって認めてほしい。

- ・ 幼保連携型認定こども園にすでになっている園は、今まで保育所部分は保育所だけの定員の単価で運営費が入っていたが、今後、施設型給付になり、もしも幼保合計の定員の単価になるならば、かなり減額しないか心配。
- ・ 施設型給付と地域型保育給付の併給は可能か、市町は必ず認可するのでしょうか。
- ・ 特別支援児教育についての整合性、加配基準、加配加算など、私学助成も含めた検討の推進を願います。また、長時間保育が増えていく中で起こりうる愛着形成などの課題、子どもたちの変化、保護者の養育態度向上のための支援の強化についても対策が実現できるような財政援助など、将来の課題についても視野に入れてほしいと思います。
- ・ 保育教諭であれ、幼稚園教諭であれ、教員研修をどのような形で推進するのか。主催者、内容、関係機関が重複することでの過度の負担が各園に行かない様に、また事務員等を含む配置教職員の構成と、財政的援助についても子ども園構想の理念とかけ離れないようなものにしていただきたい。
- ・ 1号認定の子どもだけ、給食費を負担しなければならない点。
- ・ 施設型給付の財源措置に差を設けたこと

共通の給付といいながら、1号の子どもと2・3号の子どもに地方単独負担分という財政上の差を作ったこと。（都道府県により補助に差があるとか、地方財源であるから国の財源に戻せないとかは、詭弁ではないか。）
- ・ 利用者負担額が限度額で示されること

保育所における委託費は利用者負担額と委託費との関係性はないのに対し、施設型給付は 委託費とは構造が違い『施設型給付＝公定価格－利用者負担額』となっている。
 したがって、 施設型給付における利用者負担額は、標準額で示すべきではないか。
- ・ （上乗せ徴収について）入園料、検定料、教材費、バス維持費等についてどこまで保護者に徴収できますか？
- ・ 認定こども園優遇措置を国レベルで具体的に明確に示してほしい。
 - ・ 公定価格の上乗せ
 - ・ 免許併有、幼稚園教諭1種保持者の割合に応じて加算
 - ・ 事務処理経費加算
 - ・ 子育て支援実績に応じた加算
- ・ 保護者負担の公平を国レベルで示してほしい

保育所に対する地方自治体単独補助を含めて保護者負担を同一にする。

- ・ 追加徴収（上乗せ徴収）の種類と方法はどのようなものか。
- ・ 公定価格改定にあたり、所得に応じた納付金は園も保護者も従来の私学助成の園との比較検討がしやすいように、就園奨励費の階層分類程度にならないか。
- ・ 私立学校としての独自性と自由が尊重されるよう、「上乗せ徴収」の確保に努めていただきたい。

4. 認定こども園への移行について

- ・ 新制度において、現行の幼稚園は希望して申請をすれば、新幼保連携型の認定こども園としての認定を受けることが出来ると聞いたが、平成27年度から数年後も希望すればなれるのか。
- ・ 今後、具体的な動きになってから出てくると思うが、保育園側から、幼稚園の認定こども園への移行に対する反対が予想される。
- ・ 認定こども園への移行を希望するものの、現在待機児童が存在するのに、市が新制度を待つようにとして、認定申請を認めない（県は申請に当たって市の了解を得るように指導）。移行を希望する園があれば、認定することが基本ではないか。行政が負うべき責任を放棄することになるのではないか。

なお、会議において、認定こども園について質問した委員に対して、会議後市の担当課長が叱責した事例もある。

- ・ 新制度における認定こども園への移行手続きの明確化及び簡素化をお願いしたい。
- ・ 現在、幼稚園には保育にかけない満三歳児前の2歳児がおり、給食室は不要であるが、今後も預かりが可能ならば、不要となるのか。
- ・ 現在の幼稚園空教室に、「地域型小規模保育」定員19人までの制度を活用できるのか。もし活用できるのであれば、2歳児より小さな子どもがいても給食室は（弁当または外部給食により）必要ないと思うが、給食室がなくても2歳児以下が預かれるのかどうか。
- ・ 早ければ平成27年度からはじまる新制度では、認定こども園への移行を希望する幼稚園は「希望する幼稚園が認可、認定基準を満たす限り、認可、認定される」よう市町村に働きかけて行きますが、もし認められたとしても幼稚園が0～2歳児を受け入れて行くには、認定を受けるための調理室、ほふく室等新たな施設設備を整備しておかなければなりません。現行で「安心こども基金」を活用した認定こども園整備事業」を新制度がスタートする27年度前に、各市町村に促していただけると幸いです。併せて、新制度移行後も「認定こども園整備事業」は継続していくのかご教授頂きたい。
- ・ 県は認定こども園へのスムーズな移行を前向きに考えて頂いているが、市町村レベルで保育園等との圧力もあり、制限される事も十分に考えられるので、そうならない様な指導を国レベルでお願いしたい。

- ・ 学校法人立の幼稚園と社会福祉法人立の保育所が連携した幼保連携型認定こども園が、新幼保連携型認定こども園に移行する場合、どちらかの法人が経営主体となるとある。
そこで、主体法人の法人へ異動するとき、退職共済（公財）長崎県私立学校退職金財団または、退職共済、独立行政法人副社医療機構について、前法人の勤務年数の継続異動職員として通算できるのか、それとも一度退職して新たな加入となるのか。
- ・ 幼保連携型認定こども園について、学校教育法の1条校でなくしたこと。
- ・ 幼稚園型認定こども園へ移行するには、具体的にどのような基準をクリアすべきか。

5. 新制度への移行・保護者説明について

- 平成26年6月より、平成27年度に向けて新入園児の募集活動が始まるが、それまでに公定価格が決まらないと、保育料の提示が出来ない。印刷物等の手配等を考えると6月に公定価格が決まったのでは遅すぎるが、平成26年度の初めころには価格そのものではなく公定価格の骨格が示される予定となっているが、連合会として何か対応策を検討されているのか。
 - 保護者への説明が不可欠と思いますが、統一的な説明資料は、国または市町村で作成されるのでしょうか。また、実際の保護者を対象とした説明会を行政が主体となり開催してほしい。
 - 新制度は、現状肝心な部分が未決定で、保護者に説明しても混乱を来たす恐れがありほとんど説明していない。新制度移行で、保護者も負担額の変更(増加することもあり得る。)、新たな手続きなどが起こり、説明して理解を得なければいけないが、保護者にとっても唐突なことであり周知する時間が必要である。
また、幼稚園においてもどのような選択をするのか、検討する時間が必要である。
- 子ども・子育て支援新制度についての広報活動を、国の担当部署からも、幼稚園団体からも、積極的に行う必要を強く感じる。
子ども・子育て支援新制度を、意義や目的を含めて正しく理解しなければ、働いて子どもを預けた方がよいような、経済的な観点からの判断（損得勘定だけの考え方）に偏ってしまうことを危惧する。
 - 市町村の担当部局でも、制度施行時に混乱をきたす可能性があると懸念しているところもある。また、制度自体が理解しきれていない市町村もあり、心配である。
 - 現行の幼稚園の幼児教育を志向される保護者も多く、幼稚園の保育所化に保護者の気持ちがどう動くか心配である。
 - 完全給食や長時間預かりを含めて、子育て放棄の助長につながらないか心配である。
 - ニーズ調査は、抽出された家庭によるもので、その結果は偏りがある可能性がある。結果の信憑性を疑う。
 - 市町村によって、かなり格差が出来ることが疑問であり、不安であり、不満である。

- ・ 27年度までの新制度へのタイムスケジュールと幼稚園募集時期のタイミングを合わせるのが難しい。十分に新制度を理解せぬまま、慌てて選択をするしか無い。
- ・ 今後、市町村が主体となり入園時の認定に関わることになるが、平成27年度入園の説明会等は平成26年の9月頃に始まり、入園に係る流れや経費についても、同時に保護者に伝えていかなければいけない現状がある。また、保護者に対しては、時折新聞等で情報が記事にして示されているようだが、今後の入園までの手順や認定の手続き、保育料等について、どのように対象となる保護者に広報周知していく予定なのか、混乱を招く事のないように進めてほしい。各県により、説明会の開催等の進み方が違うようであるが、富山市では未だに説明会がなく、各幼稚園に対して具体的な考え方や予定について速やかに示してほしい。
- ・ 学校法人と社会福祉法人の両方で経営されている幼保連携型認定こども園の場合、法人の一本化を進めるとの事であるが、この作業については多くの問題を抱えていると思われる所以、市としての考えを早めに提示し、指導を行ってほしい。
- ・ 認定こども園に移行すると幼稚園の廃止認可申請を提出と記されているが、幼稚園を残しつつ認定こども園に移る方法はないのでしょうか。私学の特色を継続していきたいと考えております。
- ・ 「子ども・子育て支援新制度」について、実際に子どもを預ける保護者を対象とした説明会を行政が主体となり開催してほしい旨を話していただきたい。
- ・ この先、私立幼稚園とし経営が可能か。いろいろな角度から可能・不可能の判断材料をいただきたい。
- ・ 2号認定を受ける事ができる子どもも幼稚園選び、通う事ができる事をしっかりと国民に周知するよう自治体へ指導して頂きたい。まちがった認識で窓口の役所が保護者へ伝える事がないように。
- ・ 行政への事務手続きについて、移行に向けて、やらなければならない事務手続きの内容を示して頂きたい。
 - ①法人内手続き（評議員会と理事会）
 - ②私立学校審議会の手続きと要する期間（事前審査・諮問と承認・認可）

- ・ 需要と供給のバランス：早い者勝ち方式ではなく、熱慮型の猶予期間（最初の市町の支援計画が終了するまで）を設けて頂きたい。

※勇み足（？）で認定こども園に移行してしまった園が、元の幼稚園に戻ることは可能なのでしょうか。
- ・ 移行実施後の変更は可能でしょうか
- ・ 現在の幼保連携型認定こども園は、必ず新幼保連携型に移行しなければいけないのでしょうか。
- ・ 保護者に対する新制度の説明は勿論ですが、特に幼稚園の関わる部分のイメージを早期に保護者等に提示して頂きたい。
- ・ 認定こども園は国が推し進めている制度であり、希望すれば移行できるという認識のもと検討してきたが、県や市の判断により認可されない可能性もあるということで、認可後に設備面での対応を行うと平成27年度スタートに間に合わないのでないだろうか、と危惧している。
- ・ 国の方針ではH27.4スタートとなっている。しかし、消費税が10%となるのは早くとも、H27.10なのだから、本格（正式）スタートはH28.4ではないのか？
H28.4にスタートする場合、H27.4でスタートする時の補助額と差異があるのかないのか？
- ・ 現在通園する園児の保護者を含め、今回の仕組みや保育料等の納入方法の違いを統一して伝える広報をご一考いただきたい。
- ・ 入園受付について、満3歳以上児については、これまで私立幼稚園でやってきた受け付け方法を1号・2号子どもとともに受け付け後自治体への申請としなければ在園児、新入園児ともに困惑することが予想されます。
また、自治体での手続きが煩雑になることも懸念されます。
よって、簡易受け付けの方法の例示に1号・2号子どもを含めて指導していただきたい。
- ・ 保護者、入園予定者及び教職員、一般の方々向けの分かりやすい説明、資料の必要性。
- ・ 平成27年4月に移行することを考えると、各法人での理事会（評議員会）で審議する材料を明確にして欲しい。また、保護者への説明責任に対してのタイムテーブルを考えると、時間がないのでは？

6. 地域型保育事業

- 幼稚園が現在実施している2才児教室を、地域型保育事業の中の小規模保育事業に位置付ける場合、必要とされる条件は何でしょうか。
- 私立幼稚園が、子育て支援事業や2歳児受入れ、預かり保育など待機児童解消や少子化対策の役割を果たしていることを十分認識して欲しい。
また、引き続き財政措置を行って欲しい。
- 新制度において未就園児を対象とした子育て支援活動への補助金（現行の幼稚園地域開放事業補助金）に該当する補助はあるのか。

7. 新制度のあり方

- ・ 共働き世帯に手厚く、専業主婦世帯への配慮が少ない制度で、大変不公平感を感じる。国として、子育てという次代の人材育成を行う最も重要な役割を担っているという評価が軽んじられていると思う。
本来、就労・専業のどちらでも選択できる環境を作るのが、国としての責務ではないか？
(少子化対策としても大切)
- ・ 2号認定児が、必要以上に長時間預けられることがないような対応策はないのか。年3回程度就労証明の提出を求め、2・3号認定や短時間・長時間認定を厳格に管理することを望む。(子どもの最善の利益を考えるためは、このような管理体制が必要である。また、行き過ぎた社会保障は、大きな財政負担を生むばかりか、国民の生活力・子育て力を衰退させる。)
- ・ 本制度の施行により、各施設で定員数の拡大や新施設の設立が予想され、かなりの供給量の拡大が発生するが、10年・20年後に乳幼児人口が減少した時への対応はどう考えているのか。
- ・ 保育園を基盤にして考えられているように思います。保育園にはやはり手厚い状況そのままであるために、保育園にとっては、全く痛みがないと感じます。
しかし、幼稚園にとっては公定価格も示されず不安材料のみが現在残るのではないかと考えます。本気で子どもを育てるために国を挙げて支援することが国の施策かと思います。
- ・ 国が示した公定価格がそのまま、市町村で速やかな対応が望めるでしょうか？市町村に財源がないため、執行できないという場合、国はその補てんをするでしょうか？国は責任をもって、日本のどこの市町村でも子どもが全て平等に扱われることを確約してもらえるでしょうか？
- ・ 常に子どもが主役でなければなりません。親のニーズだけでは子どもが不幸になることを現場では多く見ています。その部分の対応はできているでしょうか？
- ・ 幼稚園は3～5歳児を専門とする教育機関です。幼稚園での保育時間＝教育時間になります。一方で保育園は0～5歳児を対象とした就労支援を目的とする保育機関です。保育に欠ける家庭にかわり社会福祉事業として子どもを預かります。
目的、立場が全く別物ですが、「子どもを預かっている」という共通点だけで一緒にしてしまおう、ということ自体に大きな問題があると思います。
- ・ 幼児教育では各年齢に応じた発達段階があり、それを踏まえて決められているはずの学校設置基準ですが、認定こども園移行に伴い土地がない場合は園庭を削って給食施設を設

置しても良い、としているところなどを見ると、教育軽視甚だしいと強く感じます。

また、11時間預かり保育をする体制があれば補助金を出します。0, 1, 2歳児を預かる体制があれば補助金を出します。これらの点も就労支援を中心とした保育に欠ける親向けの保育事業中心になっていて、幼児教育を軽視しているように強く感じます。

そもそも「保育に欠ける」その基準が曖昧です。仮にパート時間帯であれば、幼稚園の預かり保育（仮に18時まで）でも対応することは出来ます。同時に、パートなどの就労による預かり保育にも保護者に対して補助が出れば、幼稚園を利用する選択肢も増えていくと思います。子どもが幼稚園に通いはじめ時間が出来たから少し働くか、という保護者のニーズに対応することができます。

他にも、小学校のPTA活動で預かり保育を利用する保護者もおります。また、2人目3人目を望むために働いていない保護者もおります（これこそ本来力を入れるべき少子化対策だと思います）。「就労支援」ばかりがクローズアップされていますが、子ども子育て新制度では、地域で子どもたちのために活動している保護者に対しても少なからず補助が出来る体制が議論されるべきではないでしょうか？

あまりにも「就労支援による保育」「待機児童解消」ばかりに重点が置かれていて、幼児教育の存在意義が無視されている現状に失望しております。幼稚園を、保育園機能を備えた総合機関にするのではなく、保育園は保育園としての専門機関として、幼稚園は幼児教育としての専門機関として、それぞれを尊重しながら共存共栄できる制度にしていく必要があると思います。

- 上尾市においては保育課による1回目アンケートを実施し、その結果が子ども子育て会議で委員に発表されました。2回目のアンケートが現在実施中で保育のニーズの量の予測や、保育施設（認定こども園・給付型幼稚園・従前の幼稚園等）の市内の保育人数キャパシティなどは全く検討されていません。したがって市の計画策定は全く進んでいない現状です。

従いまして、各幼稚園経営者はどのように計画が進んでゆくのか、ほとんど理解していません。給付型幼稚園に移行した場合、定員の変更や給付をどのくらい受けられるのか、保育の公定価格についても決定していない中、移行するのかどうか全く判断材料が無いので、実施時期だけ平成27年度と言っていても、26年度中に施設の移行準備をすることに戸惑いを感じている経営者が多く、むしろ実施後の様子を見てから、移行しても遅くはないのではないかと思っている経営者が多いと思います。

また上尾市では私立幼稚園園児3,700人程の市内在住園児数に対して1,000人の市外の園児を受け入れている現状は、給付型の幼稚園となり県から市の管轄となった時に、市外の子どもたちの保育はできなくなってしまうのではないかという問題が生ずる可能性があり、自園の園児数を相当数（半分位）減らすことになってしまわないか不安を持っています。

上尾市の保育所の建設計画では現在公立が16、私立が15か所あり今後2か所の私立保育園が建設される予定であります。2か所が完成した後は待機児童はほとんどいなくな

ってしまうと予測されます。その時に給付型の幼稚園の必要性はほとんどないのではと考えられます。従って0～3歳までの子どもの受け入れ枠のために、現在の3歳以上の定員を減らすことにも問題があります。万一もう一度元の学校法人立の幼稚園に戻りたいと経営者が考えても、許認可を最初から取り直すことの作業は大きなエネルギーを要することも予想されます。したがって国において早期に給付の基準及び公定価格を明示していただくことや、施設の基準も合わせて、早急に決定し、移行する園に対してはどのくらいの補助金が提示され移行の優位性が示されなければこの計画の進行は難しいと思われます。

- ・ 学校法人は寄付行為をしているが、認定こども園になると私学助成の一般補助等が受けられなくなる。寄付行為の意味、メリット、デメリットはあるのか。
- ・ 施設型給付と地域型保育給付の職場での加入における相違点があれば教えて下さい。
- ・ 消費税（10%）導入が実施されなかったときは、新体系移行はどうなるのですか。
- ・ 埼玉県学事課が引き続き管轄する学校教育内容管理業務他と市町村が担う財政面他での関わりに於いて、施設型幼稚園であれ、幼稚園型子ども園であれ、埼玉県の具体的な業務がどのようなフローになるのかが遠くない将来に知りたいです。それにはそれぞれ別々に考えたものを各園に「これでお願いします」的に指示されても、従来わずかであった市町村との関係が半々どころか過半レベルになりそうな状況では、幼稚園の運営としてかなり厳しさが予測されます。学事課が存在する県ならではの連携と視点で、各市町村の動きと連携が図られるような具体的な案を考えて頂きたいです。
- ・ 幼稚園や保育所について、設立理念や子どもを教育する施設と保育を要する子どもを保育するという目的の違う施設を一体化することの矛盾を認識しながら無理なシステムを構築したが故に、幼稚園側だけが大変な混乱と窮地に追い込まれている。
施設に対する補助金の一元化さえ考えなればこんな混乱はなかった。
- ・ システムのガイドラインは県の指導管理が必要。経常費補助金が市町村を通じて出てくることにより公平性、また私学の自由な教育環境が損なわれないか多いに心配するところである。
- ・ 各市町村間での広域的な入園を許可しない情況が予想され困っている。
- ・ 地域や園の実情を踏まえコンサルティングをしてほしい。

- ・ 幼稚園や保育所について、設立理念や子どもを教育する施設と保育をする子どもを保育するという目的の違う施設を一体化することの矛盾を認識しながら無理なシステムを構築したが故に、幼稚園側だけが大変な混乱と窮地に追い込まれている。
施設に対する補助金の一元化さえ考えればこんな混乱はなかった。
- ・ 新制度の文言では、子育ての第一義的責任は親に有ることが、盛り込まれたが検討されている制度の具体的な内容では益々、子育ての中の親の就労誘導の制度となり、子育て放棄を助長する制度に向かっているように思える。
- ・ 日本各地での教育・保育ニーズがある中、都心部を基準としたこの統一制度はどうであるのか？よって私学助成と新制度の公定価格のあり方を慎重に考えていただきたいです。
- ・ 幼稚園型認定こども園になる場合、新規設備のための補助体制はありますか。
- ・ （現在の定員について）新制度の基、施設型給付の施設になった場合、現在の定員はそのまま維持しますか？見直しがありますか？
- ・ 応諾義務について、正当な断る理由が無い限り、入園を希望する子を受け入れなければならぬという事ですが、正当な理由とはどのような内容なのでしょうか？そのため人員を確保しなければならなくなつた場合に、補助の方は出るのでしょうか？私学助成を受ける場合、補助金の額が減少されていくのではないかと心配しています。現行どおりの幼稚園を選択した場合であつても従来どおりの補助金交付が将来にわたつて維持される見通しがあるのでしょうか。
- ・ 1号認定、2号認定では、保育料が違うと思いますが、公定価格にも差は生じるのでしょうか？
- ・ 「施設型給付」になると、私学共済制度から外れますか？
- ・ 応諾義務について、他園を希望していたが、選に外れ、当園に入ることになった時、逆に親さんが園の方針を気に入らなかつた時はどうするのでしょうか。
- ・ 支援が必要な子が入園する場合、公立のように補助をつけていただけますか。その場合、職員の採用試験はすでに終わっているため、急な補助職員は手配していただけるのでしょうか。
- ・ 特色のある保育を行つてゐるので、支援を必要とする園児の中には、保育内容に付いていけど、次年度に転園する子どももいます、それは可能ですか。

- ・ 幼稚園保育料無償化の議論もそうであるが、公定価格の制度や、保育一元化の策は利用者にとって分かりやすく、経営する側としても、行政の窓口が一本化されるという利点があるが、行政監視や管理が強まる恐れもあり、“私立”としての独自性の損失やこれまで設置者の判断で対応できたこともその都度、行政の許可や判断をあおがねばならない新たな仕組みを生みそうで、その点がひつかかります。
- ・ 認定子ども園では、県から総務部総務課と健康福祉部の 2 か所から監査に来られますが一本化してほしい。資料や記録を残すことが求められ、事務処理の量が膨大となり、そちらに時間を取られて、教育環境をより良くしていこうとする視点が薄れがちになるため。
- ・ 県の認可に関係なく、市の基準で認定こども園の園児数（利用定員）が決められるのか。
- ・ 施設型給付幼稚園は、市町村の基準で園児数、教職員数が調整されるのか。
- ・ 一旦、施設給付型の幼稚園になっても、途中から変更出来ると聞いているが、102条園も同様か。
- ・ 幼稚園教育要領と保育指針の共通点はなにか。また、相違点はなにか。
- ・ 長時間保育児の午睡は条文化されるのか。
設備がない場合はどう対応するのか。
- ・ 実員が定員を上回っている場合、認定こども園・施設型給付の幼稚園の利用定員はどうになるのか。
- ・ 本県では、幼稚園型認定こども園では施設給付型と私学助成型が選択できると聞いている。両者において、預かり保育補助金等に格差がつくのか。
- ・ 公定価格が地域の保育料相場に与える影響は大きいと思う。私学助成及び就園奨励費補助とのバランスが保たれるのか？
制度施行時に各幼稚園が選択するスタイルは、いつ、どのような形で公開されるのか、またはされないのか？
制度施行までに策定されなければならないもうろろが現時点で決まっておらず、今後の短期間でバタバタと押し切るように新制度が策定され、私立幼稚園同士が十分な情報を共有できないまま選択を迫られることになるのではないか？

- ・ 幼稚園や保育所について、設立理念や子どもを教育する施設と保育を要する子どもを保育するという目的の違う施設を一体化することの矛盾を認識しながら無理なシステムを構築したが故に、幼稚園側だけが大変な混乱と窮地に追い込まれている。
施設に対する補助金の一元化さえ考えればこんな混乱はなかった。
- ・ 常に子どもが主役でなければなりません。親のニーズだけでは子どもが不幸になることを現場では多く見ています。その部分の部分の対応はできているでしょうか？
- ・ 「ゆとり教育」の失敗が今頃、現場で起きています。そのため、頑張って仕事しようとすると人が少なく、現場は度々混乱しています。このような教育の過ちを再び起こさないように、幼児教育からが大切であることを再認識していただき日本の良き教育を取り戻していただきたいと願います。

8. 質の確保

- 教員・保育士の確保が難しい中、人員拡大に繋がる新制度について国はどう考えているのか。保育所や認定こども園の職員は資格を不要とし、一定の研修を受けた者は誰でも従事できるような制度設計を望む。
また、量の拡大を図れば質は確実に低下するのが世の常であるが、本制度で本当に全体的な質の向上が図れると考えているのか、疑問に思われる。
- この制度で「子どもを産み育てやすい」環境は本当に構築されるのか。また、「子どもの最善の利益」は守られるのか。
- 「保育教諭」という身分は「0～6歳児すべての年齢においての身分であるか（0～2歳児担当も）、また、「担任1名が保育教諭」や「教育時間に係る職員は・・・」ということにならないのか。教諭というからには、初任研等の法定研修が必要であり、これを受けるべきだと思うが、すべての認定こども園保育士が保育教諭になると出張者が多数になり、研修の質が落ちるのではと危惧される。
- 新幼保連携型認定こども園の認可基準において、3歳児を中心とした職員配置の見直しが検討されているようだが、旧幼保連携型認定こども園の認可基準を大幅に変更となるような事はないか（必置職員等）。また、新たな基準が設けられる場合においては、十分な説明と設置に係る十分な経過措置を設けてほしい。